

第5回原子力防災会議幹事会  
議事録

原子力防災会議事務局

平成26年度(第5回)原子力防災会議幹事会

平成26年10月10日

11:02～11:18

経済産業省本館17階第1共用会議室

議事次第

- 議題1. 原子力防災体制の充実・強化について
- 議題2. 原子力災害対策マニュアルの改訂について
- 議題3. その他

## 出席者一覧

	西村 泰彦	内閣危機管理監
(議長)	池田 克彦	原子力規制庁長官
	三好 信俊	環境省水・大気環境局長
	平井 興宣	内閣府大臣官房原子力災害対策担当室長
	森下 泰	内閣府大臣官房原子力災害対策担当室参事官
	高見澤将林	内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)
	檜垣 重臣	内閣官房内閣参事官 (内政) (代理)
	吉田 朋之	内閣官房副長官補 (外政) 内閣参事官 (代理)
	酒田 元洋	内閣参事官 (内閣広報室) (代理)
	柘田 好一	内閣審議官 (内閣情報調査室) (代理)
	日原 洋文	内閣府政策統括官 (防災担当)
	東條 功	内閣府食品安全委員会事務局次長 (代理)
	塩川実喜夫	警察庁長官官房審議官 (警備局・オリンピック担当) (代理)
	宗林さおり	消費者庁消費者安全課長 (代理)
	今林 顯一	総務省大臣官房総括審議官 (代理)
	高尾 和彦	消防庁次長
	砂原 龍夫	外務省国際原子力協力室課長補佐 (代理)
	酒光 一章	財務省大臣官房審議官 (代理)
	田中 正朗	文部科学省大臣官房審議官 (研究開発担当)
	姫野 泰啓	厚生労働省健康危機管理・災害対策室長 (代理)
	別所 智博	農林水産省大臣官房技術総括審議会
	吉野 恭司	経済産業省大臣官房審議官 (エネルギー・環境担当)
	佐藤 尚之	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
	尾崎 友亮	気象庁総務部企画課危機管理企画調整官 (代理)
	鈴木 洋	海上保安庁海上保安監
	原田 忠義	防衛省運用企画局事態対処課国民保護・災害対策室長 (代理)

## 配付資料一覧

### 議事次第

- 資料 1－1 原子力防災体制の充実・強化に伴う組織見直しについて
- 資料 1－2 原子力防災体制の充実・強化に伴う政府の体制変更（案）
- 資料 2 原子力災害対策マニュアルの改訂について
- 参考資料 原子力防災会議運営要領（案）
- 参考資料 原子力防災会議幹事会幹事（案）
- 参考資料 原子力災害対策マニュアル（事業所編）新旧対照表

○池田原子力規制庁長官 それでは、定刻になりましたのでただいまから（第5回）原子力防災会議幹事会を開催いたします。

私、議長を務めさせていただきます原子力規制庁の池田でございます。

本日の議題は、議事次第にある三つでございます。議題1、原子力防災体制の充実・強化について、及び議題2、原子力災害対策マニュアルの改訂についてにつきまして、内閣府原子力災害対策室よりまとめて説明をお願いいたします。

（議題1及び2）

○平井原子力災害対策担当室長 原子力災害対策担当室長の平井でございます。

議題の御説明に入る前に、14日、来週火曜日から新体制を発足することになりました。この準備につきましては、皆様に多大なる御支援をいただきまして、この場をかりましてお礼を申し上げます。新しい組織のもと、原子力防災体制の充実・強化をさらに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、説明に入らせていただきます。

○森下内閣府災害対策室 それでは、資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

その前に、まず配付資料の確認をしたいと思っております。抜けているものとかありましたら、挙手をお願いいたします。

まず、出席者の一覧表でございます。それから、議事次第1枚ついております。それから、配付資料の一覧表ということで1枚紙。資料の中身になりますけれども、資料1-1、これはパワーポイントの1枚紙でございます。それから、資料の1-2、これも1枚紙でございます。それから、その参考資料といたしまして、防災会議の運営要領の（案）、それから、原子力防災会議の幹事会の幹事（案）というのが参考についております。それから、資料2、1枚紙ですけれども、原子力災害対策マニュアルの改訂についてという1枚紙、それから、各省庁に協議をさせていただきまして、セットさせていただいております原子力災害対策マニュアルそのものの新旧対照表ということで、参考資料ということで右に付しております。

今日の配付資料は以上でございます。もし、資料がない、抜けているという方がありましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、資料の説明に入らせていただきたいと思っております。資料の1-1でございますけ

れども、先ほど、平井室長のほうから紹介がありましたけれども、来週の火曜日に原子力防災体制の充実・強化ということで、組織の見直しが行われます。これは去る9月12日に安倍総理から体制の強化の指示があったことを受けて、この1カ月間でやってきたものでございます。

資料1-1の下半分が現在の体制でございます。原子力規制庁の体制が左側でございます、右側が、内閣府原子力災害対策担当室でございますけれども、ここは室長以下、規制庁の職員が今併任をしているということでございます。放射線防護対策部の原子力防災政策課、原子力防災業務管理官の職員が併任をして行っているところでございます。

上側が来週からの体制でございますけれども、内閣府に地域の防災計画の支援を強力に推進するために規制庁から併任職員を独立させて、さらに関係省庁からのスタッフも加えまして発足するというものでございます。

右側でございますけれども、内閣府に、政策統括官を置く、この政策統括官の下に審議官——充て職と書いておりますけれども、ここの審議官は規制庁との連携を図るために、右側の原子力規制庁の審議官が兼務をするという体制で連携を図るということにしております。それから、その下に課長級の参事官が2名、総括担当、それから地域防災・訓練を担当する参事官が置かれることになっております。

来年の4月までに着任をする予定の職員も含めまして、政策統括官以下で、50名の体制が来週できるということでございます。少し補足いたしますと、総括担当の参事官のほうは、参事官を含めて19名、地域防災・訓練担当のほうは参事官を含め24名、それから、経済産業省からこれに先立ちまして、5名ほど併任の職員を出していただいております、今、鹿児島県薩摩川内市のほうで、現地で計画の支援を行っております。19名、24名、5名、それに政策統括官と審議官を加えて50名という体制ができるということでございます。

それに合わせまして原子力規制庁のほうは、若干抜けていく部分がありまして、その再編も来週行われる予定です。以上が資料の1-1でございます。

続きまして、資料1-2でございますけれども、内閣府に原子力防災担当の部署ができるということで、これまで実質規制庁等で担ってございました原子力防災会議につきましても、内閣府で責任を持って進める形に変えるということになっております。赤字のところの変更部分になりますけれども、原子力防災会議は議長は総理大臣でございますが、副議長に原子力防災担当の特命大臣を総理に指名をしていただくという手続を進めております。

それから、議員につきましても、原子力防災担当の副大臣、政務官を議員として任命す

る。

それから、事務局のほうになりますけれども、事務局長は環境大臣ということで、これは引き続きでございますけれども、事務局次長は原子力規制庁長官から内閣府政策統括官に変わります。

それから、局長級の会合としまして幹事会がございますけれども、まさにこの会議でございますが、これまで原子力規制庁長官が議長をしておられましたけれども、次回からは内閣府の政策統括官に議長を交代するということになっております。

それから、その下は、事故が起きた際に今後設置されるということになる原子力災害対策本部でございますけれども、これにつきましても、副本部長に原子力防災の特命担当大臣、それから、現地の本部長、これまで環境副大臣又は政務官となっておりましたけれども、内閣府の副大臣、大臣政務官に変わります。

それから、この原子力災害対策本部の事務局長も原子力規制庁長官から内閣府の政策統括官に変更させていただきます。

それから、関係局長会議の議長、議長代理も原子力規制庁長官から内閣府の政策統括官へ、議長代理は規制庁の審議官が務めておりましたけれども、今後は規制庁の次長が議長代理とさせていただきたいと思っております。

それから、参考でお配りしておりますのは、この幹事会で決定していただくものではなく、原子力防災会議の事務局で所要の手續、決裁を進めておりますけれども、この会議の運営要領です。2ページでございますけれども、先ほども申し上げました、原子力防災会議の議長は、内閣府政策統括官をもって充てるというような変更を、決裁することとしております。

それから、もう一枚の原子力防災会議の幹事（案）でございますけれども、これにつきましても、2枚目を見ていただきまして、議長が規制庁の長官から内閣府の政策統括官に変わることに合わせて、幹事として新たに規制庁の次長に幹事として加わっていただく決裁を今、進めております。以上が資料1の関係でございます。

続きまして、資料2も関連いたしますので、説明させていただきます。資料2でございますけれども、先ほど申し上げました資料1のような組織の見直しに伴いまして、所要の規定類の改訂も必要になっております。今回原子力防災会議事会で決定していただくものにつきまして、この原子力災害対策マニュアルがございます。本日問題なければ御了解いただきたいと思っております。

1. 趣旨でございますけれども、この原子力災害対策マニュアルは政府全体としての具体的な応急策、関係省庁との連携等の活動内容を規定しているものでございます。

来週の内閣府本府組織令等の改正が施行されるのに伴いまして、原子力防災担当の政策統括官等が配置されることを受けまして、所要の改訂を行いたいと思っております。その次に書いておりますけれども、11月上旬に実施予定の今年度の原子力総合防災訓練につきましては、この改訂したマニュアルに基づく新しい体制で実施をしたいと考えております。

2. 主な改訂事項でございますけれども、(1) マニュアルの中に事象の進展に応じまして、警戒本部、事故対策本部等を立てるということになっておりますけれども、これまで原子力規制委員会の警戒本部、対策本部で立てていたものを、今後は規制委員会と内閣府の合同本部ということに変更いたします。あわせて、規制委員会と呼応する形で内閣府側からも本部の本部長、事務局長を配置するというのを改訂に盛り込んでおります。

それから(2)でございますけれども、従来、オフサイト、発電所の外の住民防護の対策について、内閣府の新しい組織ができるまでは原子力規制委員会のほうで担当しておりましたけれども、今後は発電所の中、オンサイトの事故収束は規制委員会が担当し、発電所の外の住民防護、避難の要請とか避難の実施に係る調整、それから事故が落ちついた段階の事後対策、被災者の支援等につきましては、規制委員会ではなくて内閣府において実施をするという変更を盛り込んでおります。

それから、(3) は今回の改訂に合わせて、規制委員会のほうでこれまでSPEEDIの使い方としまして、防護措置を講じる際の拡散予測を使うという記述が残ってございましたけれども、10月8日、規制委員会のほうで、これは改めてでございますけれども、SPEEDIはやはり不確かさが大きいということで、この防護措置を講じる際には使用しないということが出されましたので、それに応じて記述を適正化します。

詳細につきましては、参考資料で、新旧で下線を引く形で書いておりますけれども、本日は省略させていただきます。

私からの説明は以上です。

○池田原子力規制庁長官 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたとおり、組織体制につきましては安倍総理の御指示を受けて対応したところでございます。また、原防会議、原災本部の事務局の作り方につきましては、安倍総理の指示を受けました副大臣会議の結論に概ね沿ったものだというふうに認



識しております。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御遠慮なくお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、原子力災害対策マニュアルの改訂についてはただいまの案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○池田原子力規制庁長官 ありがとうございます。

それでは、そのように改訂をすることといたします。また、来週14日の内閣府政策統括官が設置された以降は、私にかわりまして内閣府政策統括官が議長を務めるとともに、原子力規制庁の出席者は原子力規制庁次長とさせていただきたいと思います。

それでは、次に議題3.その他について平井原子力災害対策担当室長から説明をお願いいたします。

(議題3)

○平井原子力災害対策担当室長 それでは、私のほうから説明いたします。

前回幹事会で御説明いたしました平成26年の原子力総合防災訓練でございますが、11月2日、3日に石川県の志賀原発を対象にする予定でございます。既に、担当者間では御案内しておりますが、各省庁におかれましては大臣の御出席を初め、訓練への参加をよろしくお願いしたいと思います。なお、先ほど説明しましたとおり、本訓練につきましては、本日決定しました原子力災害対策マニュアルで実施したいと思います。よろしく申し上げます。

○池田原子力規制庁長官 ありがとうございます。

11月2日、3日、石川県の志賀原発を対象に防災訓練を実施するということでございますけれども、ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問等ございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

(なし)

○池田原子力規制庁長官 危機管理監から何かございますか。

○西村内閣危機管理監 ございません。

○池田原子力規制庁長官 よろしいですか。

それでは、ただいまの説明のとおり11月2日、3日に総合防災訓練を実施させていただくことといたしますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それではこれもちまして、第5回原子力防災会議幹事会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上